

令和6年度事業計画

【はじめに】

高齢者が疾病を抱えても、自宅など住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を継続するためには、医療・介護連携のもと、包括的で継続的な在宅医療と介護サービスの提供を行うことが求められている。

もはや家族での在宅介護は困難であるという認識のもと、高齢者及び認知症ケアは地域社会で行わなければならず、医療・介護のネットワーク構築は必須となっている。

病院完結型社会から地域完結型社会に転換を余儀なくされ、厚生労働省が推進する「地域包括ケアシステム」は高齢者や認知症ケア対象者が今の暮らしを継続するために、24時間365日連続する支援サービスを提供する地域社会の構築を目指している。

しかし、2000年の介護保険制度創設から23年が経過する中で、その費用は大幅に増加し、少子高齢化の進展及び介護ニーズが増大する一方、生産年齢人口の減少が顕著となってきている。

よって事業者は、サービス充実への努力をする一方で、より一層、現場から制度改善への声を上げ続けていかなければならない。

【国の介護報酬改定】

このような状況の中で国は、令和6年度介護報酬の改定において、下記の4つの視点を基本としています。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

質の高いケアマネジメント・サービスが切れ目なく提供できるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みの実施

(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応

制度の趣旨に沿い、多職種連携のデータ活用の推進

(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

待遇改善や生産性向上による職場環境改善の推進

(4) 制度の安定性・持続可能性の確保

評価の適正化・報酬の整理など、安定した制度整備

介護報酬改定の具体的な内容については、全体の改定率がプラス1.59%となり、これに処遇改善の一本化や居住費の日額60円アップ等基準費用額の引き上げなどで見込める0.45%を加えると、2.04%のプラス改定となりました。

しかしながら、食材料費のアップが取り込まれなかつたことは、今後の懸念点であると考えられます。

その他、短期入所においては、長期利用での基本報酬が引き下げられ、61日目からの利用に関する単位数が新設されます。いわゆるロングショートと呼ばれる利用に対する施策として、このような改定が行われたものと考えられます。

通所介護においては、特養・短期などに比べて通所の収益が上がっていいたため、全体的に小幅な引き上げにとどまっています。

しかし、民間の事業所に比べ、社会福祉法人では赤字経営となっている事業所も多く、内容は充実させたまま、さらに経営的な工夫が求められています。

【長崎県介護保険事業計画】

令和5年度までの長崎県第8期介護保険事業計画では、オンラインやWEB利用による感染予防に配慮した施策の見直し並びにAI、IoT及びロボットなどの利活用、かつ、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得る「地域包括ケアシステム」の構築を目指していました。

令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画では、みんなで支え合う地域づくりやいきいきした高齢期の実現、介護保険制度の安定運営を目標に現在計画を策定中で、その核となる「地域包括ケアシステム」については、引き続き体制の整備・深化を進めています。

【西海市介護保険事業計画】

西海市の第9期介護保険事業計画は、少子高齢化の進展によって、高齢者を巡る状況が大きく変化している中で、第8期計画で掲げた基本理念である「安心と自立を支えるまちづくり」を踏襲し、

- ① 高齢者の生きがいづくり
- ② 地域で支えあう仕組みづくり
- ③ 介護予防の推進
- ④ 各種サービスの充実

の、4項目を基本目標に、長崎県と同じく「地域包括ケアシステム」の深化を目指していきます。

さらに、地域包括ケアの推進にあたっては、それを支える人材の確保の強化が必須であるため、そのための施策も行っていきます。

【社会福祉法人への期待】

このように、国・長崎県・西海市ともに、新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、地域の高齢者等が住み慣れた地域での生活が継続できる体制である「地域包括ケアシステム」を構築・推進することを重視しており、社会福祉法人には、その支援の担い手として中心的役割を果たすことが期待されています。

また、社会福祉法人には、地域における公益活動として、施設機能の地域への開放や資金を再投下して、地域課題に対する事業を展開する取り組みの推進を求めるとともに、介護事業について、データ利活用やオンライン化の加速、科学的介護・栄養の取組といった既存施策の推進も求めています。

【寿泉会の基本方針】

このような中で寿泉会としては、入所者数の減により経営は厳しい局面を迎えていきます。よって経営分析を行い、その結果をもとに、入所者等の確保をはじめ対策を講じ、経営の充実と安定を図っていく方針です。

具体的には、外部からコンサルタントを入れ、現在の問題点を洗い出し、助言・指導をいただきながら、法人運営の立て直しを行っていきます。

また入所者を増やすために居宅支援事業所や他の事業所と連携を取り施設のPRをする等、営業活動を行うとともに、職員確保のため、外国人技能実習生の受け入れや、高校及び専門学校等への求人活動にも力を入れていきます。加えて、ネットを利用した求人プロジェクトにも参加し、職員の増員に努めます。

施設が有する専門的機能を十分発揮しながら、利用者の能力に応じた適切なサービス提供に努め、認知症介護を含む安らぎと満足感が得られる介護サービスの向上を目指し、より地域に密着し、開かれた施設づくりに努めてまいります。

【本年度の重点事項】

(1) 財務管理

- ① 入所者及び利用者数の減少から経営は厳しい局面を迎えております。支出においてはコスト管理を基調とした事務・事業の効率化を図るとともに、透明性のある安定的な経営に努めます。
- ② 補助金を利用できるもので、緊急性の高い設備の更新や修繕などを優先的に行い、安全・安心な施設づくりに努めます。
- ③ 介護報酬改定の趣旨に応じた各種加算の動向等を注視し、中・短期的な視点から、安定経営と高品質の介護サービスの提供に努めます。

(2) 労務管理

- ① 令和5年度はデイサービスで看護師1名、特養で機能訓練指導員1名、介護員4名が退職され、新たにデイサービスで看護職員1名、介護員1名、特養で次長1名、事務員1名、機能訓練指導員1名、介護員2名の補充を行いました。

令和6年度は、既に新規高卒者介護員1名、外国人技能実習生2名の採用内定をいたしているところです。

本地域は、介護職等の専門職の確保が慢性的に困難になっており、現状においても、人材確保等が極めて難しい状況があるため、本年度は、働きやすい職場環境の整備や、西海市社会福祉協議会主導で行っている求人プロジェクトに参加を進め、学校訪問や就職説明会への参加等も積極的に行っていきたいと考えます。

また、介護職員等特定処遇改善加算交付金を活用し、介護職員して長く働くことができる環境づくりを図り、職員力の向上と意欲ある職員の雇用及び育成や給与制度等の見直しなどに努めます。

- ② 施設経営の基本は人材の確保と育成であり、またより質の高いサービスを提供するため、資格の取得や研修への参加等、その専門性が十分発揮できる職場環境の整備に努めるとともに、職員が誇れる明るい職場づくりを目指します。

(3) ボランティア及び実習生の受入れ

入所者利用者にとって、保育園や小学校・中学校・高等学校及び地域住民によるボランティアの方々との触れ合いは必要なケアだと考えています。

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染状況をみながら、また感染予防対策を行いながら、交流の場づくりや、地域に根ざした施設づくりに努めます。

また、特定行為業務（喀痰吸引等）や教員免許取得者への介護体験実習、介護福祉士、社会福祉士の実習等、様々な実習生を入れについても、感染予防対策を実施しながら福祉人材育成の拠点としての地域貢献に努めます。

(4) リスクマネジメント及びコンプライアンス

福祉サービスにおけるリスクマネジメントの基本的視点は、「利用者の尊厳の保持」と「良質かつ適切なサービス」を担保することです。

よって日頃から入所者や家族との情報交換を密にして信頼関係を構築しながら、生活の場である施設での事故防止・相談・苦情処理については、サービス向上委員会でも十分検討し的確かつ真摯に対応し、十分説明責任を果たすことができるよう体制づくりに努めます。

また、法令遵守に努め、より働きやすい職場を目指します。

(5) 食事の提供

施設利用者等の給食の献立など食事内容は、給食委員会において利用者等の身体の状況や嗜好など十分精査し、地域の旬の季節食材を可能な限り利活用します。

利用者の生活の中心に「食」を据えると共に、各種イベント食にも創意工夫を凝らし、利用者が楽しく、美味しく食事することができるよう個々の食事形態にも十分配慮した「食」の提供をしていきます。

今後とも、食事提供業務を委託している事業者との連携・協議を行い、食事の味付けに気を配り、安全で真心を込めた食事の提供に努めます。

【介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業】

指定介護老人福祉施設として、下記 3 点を運営方針として定めています。

- ① 施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅生活への復帰を念頭に置き、入浴、排せつ、食事等の介護、相談援助、社会生活

上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとする。

- ② 常に利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った指定介護老人福祉施設サービスを提供する。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、保険者、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者及び他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携をする。

この運営方針を踏まえ、施設サービス計画の策定に当たっては、次の点に留意します。

- ・利用者の自己決定とサービスの選択を十分尊重し、利用者の立場に立ち、利用者が有している身体能力を最大限に活用し、個々の身体機能に応じた適切な計画となること
- ・利用者のご家族に計画策定のケース会議への参加を促し、施設サービスに対する情報の共有及び共通理解を図り、要望や希望を取り入れた計画となること
- ・機能訓練、入浴、排せつ、食事等介助、健康管理その他日常生活上の世話などの面において自立支援につながる計画となること
また、短期入所生活介護事業所としては、要支援の方は要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態となった利用者に対しては、有する能力に応じて日常生活を営むができるようサービスを提供します。

具体的には入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持や家族の介護負担を軽減させ、在宅での生活存続につなげることを、事業所の運営方針として定めています。

そしてこの施設・事業所としての運営方針の実現のため、介護・看護記録などにITを活用し、多職種間の情報共有をし、業務効率を上げ、状態変化に早期に対応できる介護サービスの提供に努めます。

令和6年3月5日現在、特養入所者42名、短期入所者1名、利用者の平均年齢87歳、平均介護度3.8、認知症日常生活度の平

均値 2.6 で、利用率は 66%となっています。

この利用率の向上のために、居宅介護支援事業所はもとより老健施設や医療施設等との連携及び情報共有を一段と密にし、効率的な入退所事務に努めるとともに、長期利用者の確保に努め、次の事項について留意します。

(1) グループケア・個別ケア・認知症ケアの確立

年々増加傾向にある認知症利用者に対しては、常に専門的なケアが提供できるよう、今後とも介護知識や技術の習得など含めた専門職の育成に努め、より質の高いサービス提供に努めます。

(2) 施設生活の充実

利用者にメリハリのある施設生活を過ごしていただくため、感染症対策を図りながら、単調になりがちな施設生活の充実に向け、季節ごとの行事開催や地域との交流に努めます。

また、利用者に心身共に健康的な施設生活を過ごしていただくため、嘱託医、多職種が連携する統一したケアの実現に努めます。

(3) ターミナルケアの確立

高齢期そのものが終末期の始まりであり、終末期ケアは高齢者ケアの一部とされているように、人権と尊厳を基調としています。看取り介護にあたっては、嘱託医との連携を更に密にし、利用者や家族の意向を十分尊重して安心と安らぎをもたらすことができるようさらに職員の資質の向上に努めます。

また、配置医師緊急時対応加算を算定できるように努めます。

(4) 身体拘束廃止・事故予防及び防止

身体的拘束等適正化のための指針に基づき、身体拘束廃止委員会において

- ① 身体的拘束の廃止に向けての現状把握及び改善
- ② 「緊急やむを得ない身体的拘束」の状況、手続き、方法の検討及び適正に行われているかの確認
- ③ 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合の調査、検討及び対策
- ④ 職員の教育・研修の企画・実施
- ⑤ 日常的ケアを見直し、利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているかの検討

について、協議・検討を行うとともに、介護事故やヒヤリハット事例の検証などにより、再発防止の取り組みや改善を行い、利用者が安心できる介護を目指して、職員の意識改革と認識を高めることに努めます。

(5) 感染症対策の確立

感染症対策の基本は、持ち込まない、持ち出さないことと、日々の入所者・利用者及び職員の健康管理が重要であり、施設内の感染・蔓延防止のためには、新型コロナウイルス感染症を含めた事業継続計画（BCP）に基づく訓練の実施に努めます。

また、職員の出勤前及び退勤時の検温記録の実施、キットの配布等を行い、早い段階での異常の発見、対策を行います。

(6) 短期入所利用者の確保

短期入所生活介護サービスは、独居高齢者、老々介護世帯及び認知を伴う高齢者の方々が、在宅における要介護者が可能な限り住み慣れた地域や家庭での生活を維持継続していく上で重要な事業ですが、ここ数年、新型コロナウイルス感染症により、受入れが困難な状況でした。

しかしながら、5類に分類されたこともあり、今年度からは感染対策を行いつつ、居宅介護支援事業者及び医療機関などとの情報の共有並びに連携の強化を図りながら受入れを行い、利用率の向上に努めます。

【海風荘デイサービス事業】

本事業所は、要介護者に入浴・食事などの提供、日常生活に関する相談・助言、健康状態の確認などの日常生活上の支援やレクレーションなどを提供する「地域密着型通所事業」と、要支援者に介護予防・日常生活支援総合事業としての「介護予防通所サービス」を提供しており、高齢者の介護予防あるいは要介護状態の維持改善を促し、家族の心身の負担軽減を図るとともに、利用者が住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう支援することを目的としています。

利用者1日あたりの定員は、地域密着型通所介護と介護予防通所サービス（以下「デイサービス」という。）合わせて18名としていますが、利用者の平均年齢は87歳で、要介護者が増加傾向にあります。

また、現在の1ヶ月当たりの平均利用率は約56%であり、本年度は

利用率向上を図るために、居宅介護支援事業所、西海市地域包括支援センター等関係機関と連携を密にして利用者の確保に努めます。

加えて各種感染症対策を充分行い、利用者のニーズに沿ったきめ細かなサービスの提供と、利用者の「安全」・「自立」・「快適」を基調とした支援に努め、利用者から選ばれるディサービスを目指します。

また、ディサービス利用者へのサービスの質の確保、事業所運営の透明性の確保及び地域との連携の確保を図るため、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることを目指し、利用者、利用者の家族、地域住民及び行政の担当者などで構成される「運営推進会議」の充実強化に努めます。

【具体的内容】

（1）通所介護・介護予防通所

- ① 「共通的サービス」日常生活上の支援
- ② 「選択的サービス」集団レクリエーションの実施
- ③ レク内容の充実・多様化

（2）ディサービス職員の資質向上

- ・施設内研修の充実、施設外研修の充実、資格の取得

（3）「海風荘ディサービス」の独自サービス

- ・生花教室

（4）事業所運営

- ・利用者確保のためのPR、運営推進会議の開催

【居宅介護支援事業所】

海風荘ケアプランセンターは、介護保険対象者やその家族に対して、生活全般にわたる相談援助を行って「自分らしい生活の維持」「自立支援」を基本として常に利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けた介護計画の作成、各種手続きの調整及び代行を実施しています。

社会保障制度改革により、地域包括ケアシステムの充実強化が図られ、入退院時の医療機関との連携促進や主治医への情報伝達など、運営基準の明確化と一段と質の高いケアマネジメントが求められることになりました。

また、年々認知症高齢者の増加、8050問題やケアラー世帯等による複雑なケースの増加など緊急対応や、相談件数が増加傾向にあります。

このような中、令和6年度介護報酬改定もありますが、本年度も地域包括支援センターから介護予防業務を委託し、その他地域の介護サービス機関との連携を密にし、感染症や自然災害が発生した場合にあっても、介護サービスが継続的に提供できるBCP作成や、利用者に信頼されるケアプランセンターを目指し、ケアマネジメント充実に繋げていきます。

昨年からの感染対策を継続し、各事業所間での連携を図りながら、利用者の状況に応じて迅速・適切な対応を行います。また、介護支援専門員の資質向上を図るため、施設内外の研修に参加し、マネジメントに生かし、様々な支援方法の提供ができるように、常に自己研鑽に努めます。